

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 2 号

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例

相模原市立けやき体育館条例(平成 1 5 年相模原市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表体育室の項中「1 0, 9 5 0 円」を「1 4, 2 0 0 円」に、「2 1, 9 0 0 円」を「2 8, 4 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。